

横浜商科大学 教学マネジメントに関する基本方針及び実施体制

横浜商科大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び横浜商科大学学則に基づいた教育目的、教育方針及び教育目標を実現するため、次の基本方針と実施体制のもと、教学マネジメントを推進する。

1. 内部質保証の基本方針

本学は、学長のもと、教育の質及び学生の学修成果を保証する。また、本学における**内部質保証の推進に責任を負う。**

学長は、本学が目指す教育の実現に向けて、教育研究活動その他大学の諸活動を自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）した上で、その結果を検証して改善に結付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下この一連の活動を「PDCA サイクル」という。）また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体が適切であるかについても定期的に検証することにより、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

2. 内部質保証推進に係る実施体制

（1）組織

- ① 学長のもとに内部質保証推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、絶えず改善・向上に取り組むことを目指す。推進会議は、この基本方針に基づく自己点検・評価及びその改善結果の点検、改善事項の監理並びに結果の公表を担い、内部質保証の推進に責任を負う機関として位置付ける。

- ② 推進会議のもとに、データ可視化プロジェクトを設置し、教育研究活動その他大学の諸活動の結果の客観的な検証に必要なデータの収集を行う。
- ③ 推進会議は、IR 委員会にデータの分析を依頼するとともに、職員への FD・SD 活動を通じて自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善に結び付けることとする。

(2) 実施手順

- ① 学長は、推進会議に対して教学に係る自己点検・評価の基本方針の策定及び自己点検・評価の実施を指示し、結果を取りまとめて PDCA サイクルを実行する。
- ② 推進会議は、教学部門の各部局（以下「各部局」という。）に対して、自己点検・評価を行い、その結果を提出するよう求める。また、成果可視化プロジェクト及び IR 委員会に対して、自己点検・評価に必要なデータの収集及び分析を依頼し、その結果を基に教学に関する自己点検・評価を実施する。
- ③ 推進会議は、各部局から提出された結果を踏まえて自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）を作成し、改善事項を付した上で自己点検・評価会議に報告する。
- ④ 自己点検・評価会議は、推進会議が提出した報告書の検証を行った上で、学長に対し、意見を添えて改善提案書を提出する。なお、改善を求める事項については、期限を付すものとする。
- ⑤ 学長は、改善提案書の内容を精査し、改善が必要であると判断した場合は、推進会議に対し期限を付した上で、業務改善を指示する。なお、本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- ⑥ 推進会議は、学長の指示のもと、改善が必要な部局（以下「要改善部局」という。）に対し期限を付した上で改善活動を行うこと及びその状況を推進会議に報告するよ

う求める。

- ⑦ 要改善部局は、推進会議からの指摘に対して改善活動を行い、その状況を部局の長から推進会議に報告する。
- ⑧ 推進会議は、内部質保証の観点から改善事項の達成状況について検証するとともに、改善事項を実施する年度の教学に関する自己点検・評価及び改善の結果の総括及び関係する情報の公表についての意見を添えて自己点検・評価会議に報告する。
- ⑨ 学長は、理事長と協議のうえ、報告書及び公表が必要と判断した情報を本学ホームページ等において公表する。
- ⑩ 法人に係る内容等、大学の教育研究以外の評価項目における自己点検・評価及び改善事項が発生した場合の改善指示は、理事長が行う。

(3) 見直し

この方針は、学長が教育の内部質保証の有効性や効率性を定期的に確認し、推進会議が中心となって定期的に見直しを行う。

以上